

# 競 技 注 意 事 項

1 本大会は2022年日本陸上競技連盟規則および本大会要項、日本陸上競技連盟「陸上競技活動再開のガイダンス」に従って行う。

2 競技場への入退場について

感染症予防対策の観点から入場は南ゲートのみとする。競技開始後の退場は南又は北ゲートを使用する。他のゲートは使用できない。朝の入場は引率者を先頭にチームごとにまとまって入場する。

3 競技者の招集について

- (1) 各競技の招集場所は、スタート地点及び競技実施場所とする。
- (2) 招集開始時刻および招集完了時刻は、全てその競技の開始時刻を基準として次の通りとする。

種 目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	20分前	10分前
フィールド競技	30分前	15分前

(3) 招集方法

- ・点呼は時間を守り、必ず本人が行くこと。
- ・招集完了時刻に遅れた選手は、当該競技種目を棄権したものとみなす。
- ・招集地点にいる審判に自分のナンバーカードを見せ、自分の種目・組・氏名・レーンを伝え、確認を受ける。
- ・点呼が終了しても、勝手に移動せず、審判の指示に従う。

4 競技について

- (1) スタートの合図は、イングリッシュコールとする。フライングは小学生は1人2回で失格、中学生以上は1回で失格となる。
- (2) リレー種目の最終走者は、スタート前に個人・学校・チームで準備した腰ナンバーカードを短パン右腰のやや後ろにつける。競技者係（点呼場所）から腰ナンバーカードを借り受けた場合は、フィニッシュ後、各自で借りた場所に戻す。
- (3) 事故防止のため、短距離ではフィニッシュ後も自分のレーン（曲走路）を走る。
- (4) リレーのオーダーは各ラウンドの1組目の招集完了時刻の60分前までに競技者係へ提出する。

5 その他

- (1) 表彰は、中学男子4×100mR優勝チームに札幌市長杯、中学女子4×100mR優勝チームに協賛杯【以上持ち回り】、男子4×400mRか女子4×400mRの優勝チームのいずれかに札幌体協楯を授与する。  
(大会終了後、団体代表者に渡します)
- (2) 各種目とも3位までのチーム・選手に賞状を渡す。各自で競技場入り口内の机上から持っていくこと。
- (3) 表彰式は実施しない。
- (4) 選手以外の者は、絶対、競技場内に立ち入らないこと。（特に本部前は通行禁止）
- (5) 自分のごみは持ち帰ること。
- (6) プログラムは5名に1冊の割合で配布する。

6 新型コロナウイルス感染拡大予防について

- (1) 参加者（審判員含む）は、所定の体調管理チェックシートを記入すること。（1週間前から記入）シートは各団体の責任者が1か月間保管すること。
- (2) 各団体代表者は所属選手の健康状態の把握に努め、異常がある場合は直ちに対応し、主催者に報告すること。（主催者の指定する待機場所を利用すること）
- (3) 体調がよくない場合は自主的に参加を見合わせること。
- (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は自主的に参加を見合わせること。
- (5) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の監察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触者がある場合は自主的に参加を見合わせること。
- (6) マスクを持参すること。（運動時以外はマスクを着用すること）
- (7) こまめな手洗いや洗顔を実施すること。（主催者が石けんを設置する）
- (8) 用具（スタプロ、砲丸、バトンなど）使用後は手洗いをすること。
- (9) ウォーミングアップは個別に行うこと。
- (10) 運動中、痰やつばを吐くことは極力行わないこと。
- (11) 体液の付着したゴミは持ち帰ること。
- (12) 全場面において、他の参加者、競技役員等との距離をできるだけ確保すること。
- (13) 大きな声での会話、応援をしないこと。
- (14) 各団体は待機スペースの広さにゆとりを持たせるように努め、できるかぎり密を避けること。
- (15) テントを利用する団体は、密閉状態にならないように留意し、換気に配慮すること。
- (16) タオルの共用はしないこと。
- (17) 飲食については周囲の人となるべく距離をとって、対面を避け、会話は控えめにすること。
- (18) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (19) 団体代表者は、選手が競技場に滞在する時間が短くなるように配慮すること。
- (20) 選手は、団体代表者の指示に従い、自らの競技時間に合わせて来場し、終了後は速やかに帰宅するように努めること。
- (21) 終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (22) 感染予防のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- (23) 上記22項目について、団体代表者は、全参加者（保護者）に必ず内容を知らせ、遵守するように指導すること。